

## 香川県条例第23号

水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止等に関する条例

(水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 水道用水供給事業、工業用水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（昭和43年香川県条例第3号）
- (2) 香川県五色台水道事業給水条例（昭和41年香川県条例第3号）
- (3) 香川県工業用水道事業給水条例（昭和42年香川県条例第4号）
- (4) 香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）
- (5) 香川県水道用水供給事業給水条例（昭和49年香川県条例第2号）
- (6) 簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例（昭和53年香川県条例第1号）
- (7) 香川県布設工事監督者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成24年香川県条例第5号）

（香川県港湾管理条例の一部改正）

第2条 香川県港湾管理条例（昭和31年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																		
<p>（占用料及び使用料）</p> <p>第9条 略</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>1 高松港港湾施設使用料</p> <table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>区 分</th><th>単 位</th><th>金 額</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～5</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6 船舶 給水料</td><td></td><td>1立方 メート ルにつ き</td><td><u>604.90円</u> <u>(598.50円)</u></td><td></td></tr><tr><td>7～10</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>11 港湾</td><td>ハーバ</td><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	種 別	区 分	単 位	金 額	備 考	1～5	略				6 船舶 給水料		1立方 メート ルにつ き	<u>604.90円</u> <u>(598.50円)</u>		7～10	略				11 港湾	ハーバ	略			<p>（占用料及び使用料）</p> <p>第9条 港湾施設を占用し、又は使用する者は、別表に定める占用料又は使用料を県に納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表（第9条関係）</p> <p>1 高松港港湾施設使用料</p> <table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>区 分</th><th>単 位</th><th>金 額</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～5</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6 船舶 給水料</td><td></td><td>1立方 メート ルにつ き</td><td><u>高松市が定める特殊 用の水道料金の額に 86.90円(80.50円) を加えた額</u></td><td></td></tr><tr><td>7～10</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>11 港湾</td><td>ハーバ</td><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	種 別	区 分	単 位	金 額	備 考	1～5	略				6 船舶 給水料		1立方 メート ルにつ き	<u>高松市が定める特殊 用の水道料金の額に 86.90円(80.50円) を加えた額</u>		7～10	略				11 港湾	ハーバ	略		
種 別	区 分	単 位	金 額	備 考																																															
1～5	略																																																		
6 船舶 給水料		1立方 メート ルにつ き	<u>604.90円</u> <u>(598.50円)</u>																																																
7～10	略																																																		
11 港湾	ハーバ	略																																																	
種 別	区 分	単 位	金 額	備 考																																															
1～5	略																																																		
6 船舶 給水料		1立方 メート ルにつ き	<u>高松市が定める特殊 用の水道料金の額に 86.90円(80.50円) を加えた額</u>																																																
7～10	略																																																		
11 港湾	ハーバ	略																																																	

環境整備施設使用料	一プロムナード	給水設備	1 立方メートルにつき	<u>604.90円</u>	
略					

備考

1～8 略

2～4 略

環境整備施設使用料	一プロムナード	給水設備	1 立方メートルにつき	<u>高松市が定める特殊用の水道料金の額に86.90円を加えた額</u>	
略					

備考

1～3 略

4 専ら国内及び国外以外の地域にわたって行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶（以下「外航船舶」という。）に係る使用料のうち、係船料、停泊料及び船舶給水料については、本表金額の欄中（ ）内の金額を適用する。

5～8 略

2～4 略

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（有害物等取扱手当） 第5条 略  (1) 略 (2) 有害物（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号） <u>第13条第1項第3号ヲ</u> に規定する有害物その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を取り扱う業務又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所の立入検査の業務 (3) 略 2 略	（有害物等取扱手当） 第5条 有害物等取扱手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。 (1) 略 (2) 有害物（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号） <u>第13条第1項第2号ヲ</u> に規定する有害物その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を取り扱う業務又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所の立入検査の業務 (3) 略 2 略
（用地交渉等業務手当） 第21条 略  2 用地交渉等業務手当の額は、従事した日1日につき650円（業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行	（用地交渉等業務手当） 第21条 略  2 用地交渉等業務手当の額は、従事した日1日につき650円（業務が深夜において行われた場合にあっては、975円）とする。

われた場合にあっては、975円）とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第37条の規定は、平成13年4月1日から施行する。

##### (派遣職員の特殊勤務手当の種類)

2 当分の間、香川県広域水道企業団に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の特殊勤務手当の種類は、第2条の規定にかかわらず、浄水等作業手当、用地交渉業務手当及び特殊現場水道業務手当とする。

##### (浄水等作業手当)

3 浄水等作業手当は、派遣職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 汚泥処理等業務

(2) 水面上において行う流木等除去業務又は採水業務

(3) 高圧電流の受配電設備又は直流電源装置の操作又は保守の業務

(4) 地上若しくは水面上10メートル以上の高所又は地下若しくは水面下4メートル以上の深所において行う巡視その他の業務

(5) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第1に掲げる危険物若しくは令別表第3に掲げる特定化学物質又是有害物を取り扱う業務

(6) 令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所において行う浄水施設等の保守点検業務

4 浄水等作業手当の額は、従事した日1日につき860円（午前8時30分から午後5時15分までの間にのみに従事した場合（夜勤（午後4時30分から午前9時30分までの間に勤務することをいう。）の場合を除く。）にあっては、590円）とする。ただし、水質検査施設内における前項第5号に掲げる業務に係る当該手当の額は、従事した日1日につき290円とする。

##### (用地交渉業務手当)

5 用地交渉業務手当は、派遣職員が土地（土地を使用する権利を含む。）

#### 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第37条の規定は、平成13年4月1日から施行する。

の取得に関し現地で交渉する業務に従事したときに支給する。

6 用地交渉業務手当の額は、従事した日 1 日につき 650 円（業務が深夜において行われた場合にあっては、975 円）とする。

(特殊現場水道業務手当)

7 特殊現場水道業務手当は、派遣職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある浄水施設等若しくは発生した浄水施設等又はこれらの周辺において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査の業務

(2) 交通の頻繁な道路上において、交通を遮断することなく行う水道工事等の作業又はその監督の業務

(3) トンネル若しくはたて坑の坑内又は導管内において行う水道工事等の監督、測量又は検査の業務

8 特殊現場水道業務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる業務に従事した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 巡回監視の業務に従事した場合 従事した日 1 日につき 480 円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、720 円）

イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した場合 従事した日 1 日につき 730 円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、1,095 円）

(2) 前項第 2 号に掲げる業務に従事した場合 従事した日 1 日につき 300 円

(3) 前項第 3 号に掲げる業務に従事した場合 従事した日 1 日につき 560 円

(併給禁止)

9 浄水等作業手当（附則第 4 項ただし書に規定する業務に係るものと除く。）  
が支給される日においては、附則第 7 項第 3 号に掲げる業務に係る特殊現場水道業務手当は、支給しない。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(職員等の旅費に関する条例の一部改正)
- 2 職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 職員 香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）第1条に定める職員（病院局の職員を除く。）、会計管理者、警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に掲げる地方警察職員及び県立学校職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）第1条に定める職員（<u>水道局及び病院局</u>の職員を除く。）、会計管理者、警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に掲げる地方警察職員及び県立学校職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

- (香川県営住宅条例の一部改正)
- 3 香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第34条 県営住宅の入居者の用に供するために県が設置する水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道に係る同法第34条第1項において準用する同法第19条第3項の条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水</u></p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第34条 県営住宅の入居者の用に供するために県が設置する水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道に係る同法第34条第1項において準用する同法第19条第3項の条例で定める水道技術管理者の資格については、<u>香川県布設工事監督者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成24年香川県条例第5号）</u>第4条に規定する簡易水道の水道技術管理者の資格の例による。</p>

道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

- (2) 大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 第1号又は第2号の規定による卒業をした者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業をした者については6月以上、第2号の規定による卒業をした者については1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年月数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (9) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者については2年以上、短期大学等を卒業した者については3年以上、高等学校等を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(10) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(11) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者については2年6月以上、短期大学等を卒業した者については3年6月以上、高等学校等を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(12) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる学科目に相当する科目を、それぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年月数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第9号に規定する学科目	大学	2年
	短期大学等	3年
	高等学校等	4年
前号に規定する学科目	大学	2年6月
	短期大学等	3年6月
	高等学校等	4年6月

(13) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者であること。

(香川県職員倫理条例の一部改正)

4 香川県職員倫理条例（平成13年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 管理職員 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号） 第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員、 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第22条 第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員、香川県病院局企業職</p>	<p>(定義等)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 管理職員 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号） 第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員、 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第22条 第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員、<u>香川県水道局企業職</u></p>

員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。

(4) 略  
2 略

員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員、香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。

(4) 略  
2 略

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（病院局企業職員給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）第3条から第6条まで、第8条、第12条から第14条まで及び第18条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。</p>	<p>（水道局企業職員給与条例及び病院局企業職員給与条例の適用除外等）</p> <p>第7条 <u>香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号。以下「水道局企業職員給与条例」という。）第3条から第6条まで、第6条の3、第9条から第11条まで及び第14条並びに香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号。以下「病院局企業職員給与条例」という。）第3条から第6条まで、第8条、第12条から第14条まで及び第18条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。</u></p>
<p>2 特定期付企業職員に対する<u>香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>第2条第3項及び第16条の規定の適用については、<u>同項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、同条第1項中「「管理職員」という。」</u>とあるのは「「管理職員」という。）又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>2 特定期付企業職員に対する<u>水道局企業職員給与条例</u>第2条第3項及び第12条の2並びに<u>病院局企業職員給与条例</u>第2条第3項及び第16条の規定の適用については、<u>水道局企業職員給与条例</u>第2条第3項及び<u>病院局企業職員給与条例</u>第2条第3項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、<u>水道局企業職員給与条例</u>第12条の2第1項及び<u>病院局企業職員給与条例</u>第16条第1項中「「管理職員」という。」とあるのは「「管理職員」という。）又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>